一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字中郷字クリウガ平二五〇四の一、二五〇四の二、字ヘラガ平二五〇五の一、二五〇五の二、字ゴシブ二五〇六の一、二五〇六の二、字与惣エ門久保二五〇七の一、二五〇七の二、字野出畑二五〇八、二五〇八の一、二五一二の一、二五一二の二、二五一三の一、二五一三の二、二五一四の一、二五一四の二、字黄葉多久保二五〇九の一から二五〇九の三まで、二五〇九の五、字杢之函二五一〇の一、二五一〇の二、二五一一、字長崎沢二五一六、二五一七の一、二五一七の三、二五一九、二五二〇の一、二五二一、二五二二の一、二五二二の二、二五二三、二五二四の一から二五二四の三まで、二五二五から二五二八まで、字花木沼二五二九、二五三〇、字貝カラ久保二五三三、二五三四、字森ノ上二五三六、字唐竹久保二五三七の一、二五八六から二五八九まで、二五九三、字高柴二六〇六の一、二六〇八の一、二六〇九の一、二六一〇、二六一〇の一、二六一一、二六一三、二六一四、二六一六、二六一七の一、二六一七の二、二六一八から二六二〇まで、二六二一の一、二六二二の一、二六二三のい、二六二三の二、二六二三の三、二六二四、二六二四の一、二六二五、二六二六の一、二六二七、字柏木二六二八、二六二九、二六三〇の二、二六三三の一、二六三四から二六三六まで、字中ノ久保二六三七、二六三七の一、二六三八から二六四三まで、字芳ケ澤二六四四から二六四七まで、二六四八の一、二六四九、二六五〇、二六五五の一、二六五五の二、二六五六から二六五八まで、二六六一の一、字小見山二六六二の一、二六六三の二、二六六四の一から二六六四の三まで、二六六六の一、二六六七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県日田市天瀬町合田字神ノ釣三一四二の一、三一四二の五・字東平三二一七・三二一八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬溪町大字冠石野字柚木山四四一、四四二、字ヤハス四四四の一から四四四の三まで、字冠石原甲四四七の一、耶馬溪町大字平田字犬棚平二一四、二一五、二一八の一、二一八の二、字柚ル木山二三四の一（次の図に示す部分に限る。）、二三四の二、二三四の一一、二三四の一二、字稗畑二三六、二四一、二四三、二四六の一、二四六の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡根羽村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

根羽村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県松本市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡木曽町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦